

いつもお世話になります。年明けから早くも三ヶ月。「一月は往（い）ぬる、二月は逃げる、三月は去る」とはよく言ったものです。時間に追われているからなのか、それとも毎日が充実している証でしょうか。願わくば、少しずつでも前進しているがゆえの「時の早さ」であってほしいものですね。「歳月人を待たず」です。

365日が楽しくてたまらない!「商売のヒント」

今月の商売のヒント：【ウサギが負けたその理由】

兎年の今年は、「ウサギのようにぴょんぴょん跳ねて」のたとえをよく耳にします。元気よく飛び跳ねるのはいいけれど、『ウサギとカメ』のお話では競争の途中で居眠りをしたウサギがカメに負けるという結末でした。

「どうしてウサギはカメに負けたと思いますか？」五十代のある男性経営者が、たまたま同席していた二人に訊いたそうです。「ウサギの怠慢だと思います」と答えたのはパート勤務の四十代主婦。「カメはコツコツ努力したから」と答えたのは飲食店を経営する三十代の男性。質問をした男性経営者の解釈は、二人とはまったく違うものだったようです。「私はね、カメの目的が“ゴール”だったからだと思うんです」。ウサギの目的は「カメ」だった。カメを追い抜かすことがウサギの目的だったからウサギはカメを見ていた。だが一方のカメは、最初からゴールすることしか考えていなかった。だからカメの目的は「ウサギ」じゃなくて「ゴール」だった。たまたまウサギに勝ったけれど、カメはただひたすらにゴールを目指していただけでウサギのことは見ていない。ウサギはカメに負けて、カメは自分に勝った。横を見て競争していたウサギと、常に目的意識を持って前を見ていたカメの差だと思うんですよ・・・。



『ウサギとカメ』はよくたとえ話に使われます。いくらウサギが俊足でも途中で努力を怠れば鈍足のカメに追い抜かれる。鈍足のカメでも努力を続ければ俊足のウサギに勝てる。これが一般的なたとえ話でしょう。物語の解釈に正解はありません。とはいえ、解釈にはその人の人生観のようなものが投影されます。「ウサギの怠慢」と答えた女性は「カメの目的はゴールだった」という解釈を聞き、今の自分は現状維持のための努力はしていても前を向いていないと思ったそうです。

商売の目的が明確であれば、ウサギのようにぴょんぴょん跳ねてもカメのようにゆっくりじっくり進んでも、いずれはちゃんとゴールに到着します。しっかりと前を見て行きたいものですね。

今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード：日銀短観】

日本銀行が景気の現状と先行きについて企業に直接アンケート調査をするもので、正式名称を「主要（全国）企業短期経済観測調査」という。サンプル数も回収率も相当に高く、景気の動向を占う上では最重要指標のひとつとされる。中でも最も注目されるのは、企業の収益を中心とした業況についての判断「業況判断D I」で、「良い」「さほど良くない」「悪い」の回答割合に企業の業況見通しが集約され、株価に及ぼす影響も大きい。

痛快! えだまめ君

画: はりひろみ



知っとこ! 「税務のマメ知識」

【小規模企業共済加入を勧めたいのですが】

左官業を営むある個人事業主から「あと3年で第一線から退きたいと思っています。後継者は、身内ではないのですが従業員の一人を考えています。そこで後継者候補の従業員に対して小規模企業共済に加入するよう勧めたいと思うのですが可能でしょうか?」というご質問がありました。身内でなくとも事業を継いでくれる人がいるということはとても心強く、また、その方への思いも格別でしょう。

「小規模企業共済制度」とは、個人事業をやめられたとき、会社等の役員を退職したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てて



おく制度で、小規模企業共済法に基づき国が全額出資している「独立行政法人中小企業基盤整備機構」が運営しているものです。

これまで個人事業においては事業主にしか加入が認められておらず、その配偶者や後継者の方は加入できませんでした。しかし、平成23年1月1日からは一定の要件を満たせば、配偶者や後継者、親族以外の方も共同経営者として「個人事業主1人につき“2人まで”」加入することができるようになりました。この共済制度のメリットは、共済金が「退職所得扱い」となること。また、掛金は毎月1000円～7万円の範囲内で自由に選べ「全額所得控除の対象」となることです。今回のケースでは、共同経営者という形で要件を満たせば共済に加入することができます。

今月のあなたの運勢

鑑定: 妙慎

A型

運勢に明るさが戻り、公私共に多忙な一ヶ月になりそうです。真心を持って人に接すると信頼が増して更に吉!

B型

何事も積極的な気持ちで行動すると運が開ける月。困り事は同僚に相談すると、最良の智恵がもらえそうです。

O型

予定外の仕事に追われ肝心な事が進まないようです。いら立つ気持ちを抑え、自然の流れに身を任せましょう。

AB型

好調な進展が期待できる月。新規計画に着手するにも良い時です。計画してきた事を実行に移してみましょう!

確定申告～申告期限と納付期限

H22年分所得税の確定申告が2月16日から始まっています。ご存知のように申告期限、納付期限ともに3月15日です。ただし、振替納税の手続きをしていれば、4月22日(金)の引き落としとなり、約1ヶ月の“猶予期間”があります。

斉藤会計事務所

斉藤会計.JP

〒160-0022

東京都新宿区新宿 1-23-8 タチハラビル 501

TEL: 03-5368-8761

FAX: 03-5368-8763

ホームページ: <http://www.saito-kaikei.co.jp>

3月の税務・労務

- 1月決算法人の確定申告・・・3/31
- 7月決算法人の中間申告・・・3/31
- 22年分所得税確定申告・・・3/15
- 22年分贈与税の申告・・・3/15



4月の税務・労務

- 2月決算法人の確定申告・・・5/2
- 8月決算法人の中間申告・・・5/2
- 固定資産税第一期分の納付・・・4月中
において市町村で定める日

税務・経理のトピックス

平成23年度税制改正のうち、今回は増税色が濃い**相続税**についてお話いたします。

1. 相続税の基礎控除の引き下げ

	現 行	改 正 後
定額控除	5,000 万円	3,000 万円
法定相続人比例控除	1,000 万円×法定相続人の数	600 万円×法定相続人の数

(例) 相続人2人の場合の控除額 現 行 5,000 万円+1,000 万円×2 人=7,000 万円

改正後 3,000 万円+ 600 万円×2 人=4,200 万円

2. 相続税の税率構造の見直し

現 行 税率が 1,000 万円以下 10%から 3 億円超の 50%までの 6 段階

改正後 税率が 1,000 万円以下 10%から 6 億円超の 55%までの 8 段階

相続人が子2人とした場合、改正案による基礎控除と税率によって計算した増加額は次のようになります。

課税価格	現 行	改正後	増加額
5,000 万円	0 円	80 万円	80 万円
1 億円	350 万円	770 万円	420 万円
3 億円	5,800 万円	6,920 万円	1,120 万円
10 億円	37,100 万円	39,500 万円	2,400 万円
20 億円	87,100 万円	93,290 万円	6,190 万円

3. 死亡保険金に係わる非課税限度の引き下げ・・・算定の基礎となる法定相続人の範囲の縮減

現 行 500 万円×法定相続人の数

改正後 500 万円×法定相続人の数(未成年者、障害者又は死亡直前に死亡者と生計をともにしていた者に
限る)

なお、この相続税の改正は、平成23年4月1日以後の相続から適用されます。

以上、簡単にお話しましたが、相続税の納税該当者の増加が目に見えるようで困った改正となっております。
詳しい内容は担当者にお尋ねください。

(斉藤会計 JP 斉藤 進)



こんにちは、プライバシーコンサルタントの山本晴美です。

個人情報の漏えい・流出に関するニュースや新聞報道を日々、目にされることと思います。NPO 法人日本ネットワークセキュリティ協会の調査によると、2009年の個人情報漏えい事故は1539件、漏えい人数は約572万人ということでした。大企業の数万人規模の情報漏えい事故ともなると、ニュースでも大きく取り上げられます。このような漏えい事故は、企業ブランドの失墜、信用の低下、被害者への損害賠償や訴訟への対応と、物心ともに大きな痛手となり、個人情報保護法の罰則もありえます。また、個人や小規模事業者の場合には、1件のFAXの誤送付が事業の根幹を揺るがす事態にもなりかねません。

とはいえ、個人情報漏えい事故は日々の業務の中で防ぐことが可能ですし、万一事故が起きても落ち着いて的確な対応をすることで、被害を最小限にとどめることができます。今回は「万が一、自社で個人情報漏えい事故が発生したら」の「もしもの時の対応」を考えてみましょう。災害時の避難訓練のようなお気持ちで、自社に照らしながらお付き合いください。



■個人情報漏えい（流出）とは

個人情報の漏えいとは、どのような状態を指すのでしょうか。また、いかにして起こるのでしょうか。個人情報の漏えいとは、企業や各種団体が保有している個人情報を、その情報に該当する者の意図に反して外部に流出させたり、情報が第三者に渡ったりすることをいいます。かつては名簿やリストなど紙ベースだった個人情報ですが、IT化の進展により電子データとしても扱われるようになりました。USBメモリなどの記憶媒体は、持ち運びしやすく扱えるデータ量も多いので、事故の規模も大きくなる傾向があります。個人情報漏えい事故が起きる原因は、「FAXや送付物の誤送付やパソコンの誤操作」、「管理不備による誤廃棄や紛失」、「内部犯行による情報の持ち出しや抜き取り」、「窃盗」、「PCや記憶媒体を社外に持ち出した際の盗難や置き忘れ」、「ファイル共有ソフト（Winny など）やコンピューターウィルスの感染による漏えい」、「インターネット上の意図せぬファイルの開示」、「ハッキングによる情報の盗み出し」などがあります。

■個人情報漏えいが発生！その対策のポイント

続いて、個人情報の漏えいが発覚した際の対応のポイントをあげてみます。

●**関係者を招集し事実を把握する**：日頃から緊急連絡先リストを作っておきましょう。把握すべき情報として「どのような情報が流出したか」「どのくらいの規模か」「どのような漏えい経路か」「現時点で具体的な被害は起きているか、起きうる被害の内容」を把握します。※緊急連絡先は、事故対策責任者、システム管理者、営業責任者、社長、関連委託先やデータセンター、所管の主務大臣、顧問弁護士などが考えられます。

●**対応策を検討する**：漏えいがシステムやネットワークに関係する場合は、システムの停止や関係するPCやサーバーのネットワークを切断しログを保存します。また、問合せに備えて窓口の設置と対応ルールも明確にしておきます。継続して原因や漏えい元を調査し、二次被害や情報の拡散防止を図ります。事件性がある場合には警察へ通報します。監督官庁への報告や関係者への通知の準備も進めます。

●**関係者への通知と謝罪**：情報漏えいの該当者には文書で速やかに通知します。漏えいした内容や事故の経緯、事故によって想定される二次被害などのリスクとその防止策、問合せ窓口を明記します。被害が発生した場合にはその補償も検討しておく必要があります。

●**事故対応の終結**：必要に応じて事故を公表し、再発防止策も策定しましょう。訴訟に発展するような場合には証拠資料の準備が必要です。個人情報漏えい事故対応においても、事実の隠蔽、不適切な態度や言動は事態の悪化を招きかねません。迅速かつ的確な対応はもちろん、誠実な企業姿勢を伝えることがより大切です。